

平成 22 年第 1 回定例会(第 7 日 3/12)

19 時 56 分開議

- 議長(興松勲) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、長谷川大議員外 7 人から、地方自治法第 135 条第 2 項の規定により、中沢学議員に対する懲罰動議が提出されました。

- 議長(興松勲) お諮りします。

ここで、本件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

- 議長(興松勲) 異議がありますので、起立により採決します。

本件を日程に追加し、議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長(興松勲) 起立多数であります。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

-
- 議長(興松勲) 中沢学議員に対する懲罰動議を議題とします。

中沢学議員の退場を求めます。

[除斥議員退場]

- 議長(興松勲) ここで、動議提出者の説明を求めます。

長谷川大議員。

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 それでは、中沢学議員に対する懲罰動議を提出させていただきました理由を述べさせていただきたいと思えます。

私、同じ議会内でこういう動議を提出させていただくということは大変残念に思えますし、本来こういうことが行われぬようにすべきであったとは思っておりますけれども、昨日の中沢議員の発言を自宅に戻ってから何度も繰り返し頭の中で考え、残念ながらインターネットの中継が見れなかったものですから、そのことをどのようにしていけばよろしいのかと何度も何度も考えさせていただきました。

結果として、いろいろ調べました結果、本日こういう形をとらせていただいたわけでございますけれども、「スポーツエリートをできるだけ広くかき集めて」という表現から始まって最後の部分に行くわけでございますけれども、その文末で、動議に書かせていただいたように、「本音ではないでしょうか」の疑問形をとっているところが私の頭の中でもどう取り扱ったらいいのかということを何度も何度も考えたわけでございますが、これを在校生に聞かせたときに、聞く側の立場に立ったときに、どのように感じ取るのかということを第一義に考えるのが、今回の場合は正しい選択ではないかというふうに考えました。

その結果としては、疑問形ではあるけれども、ここを肯定しているようにとれてしまうような口調でお話があったわけございまして、私は、そのことについていろいろと逡巡したわけでございますけれども、一番多感な年齢、いわゆる思春期の生徒諸君のことを考えたときに、これは、私たち議会の議員として、このままこの問題をやり過ぎていいのかどうかということを考えました。

そして、この学校で一生懸命部活動に励み、あるいは勉強に励み、その勉強と部活動とを両立させて活動をしている生徒諸君のことを考えたときに、果たしてこれでいいのかということ考えた結果が今回の行動に結びついておりまして、あるいは卒業した、やはりスポーツや文化系のクラブ活動で優秀な成績を修めたOB、OGの方々、あるいはこの市船の生徒の活躍を見て市船を目指したいというふうに思っている小中学生の気持ちも考えたときには、やはりこのことを、先ほども言いましたように、受け取る側として、何とかこの発言を、本来でしたら取り消していただきたいというふうに考えたところでございますけれども、残念ながら、議会のルールブックをいろいろ読んでいく中では、日にちとの関係、要するに残された時間との関係もかんがみますと、こういう形をとらざるを得なかったというところでございます。

特に、市船で活躍をなさった選手諸君、あるいはそのご家族、あるいは地域の方々、多くの市船の卒業生あるいは在校生を取り巻く人たちがいる中で、その人たちに失望

を与えるような言葉、心を傷つけてしまうような言葉であったのではないかというふうに思っているところでございます。

市船の歴史はもう50年過ぎているわけでございますけれども、私も総武線の線路を挟んでサッカー一部の試合によく行ったんですけれども、当時はまだ市船がせいぜいベスト8、我々がベスト16ぐらいで、いつも胸を借りるような感じでサッカーの試合をしたことを覚えておりますけれども、そういった成績でお互いに競り合っていた学校が一躍全国レベルの大変優秀な成績をおさめる高校になったわけございまして、これは私たち船橋市民の誇りでもあり、あるいは名誉でもあったわけでありまして、その市船に対してこのような言葉というのは大変残念でならないわけでありまして。

私が中沢議員の日ごろからのご発言等々を伺っている限りでは、党務にも精通していらっしゃる、思想・信条は違っていても、大変勉強熱心に活動をしていらっしゃる市会議員として私は期待をしていたところではございますけれども、今回のようなことがなければ大変優秀な有能な日本共産党の議員さんであったというふうに思っているところでございますが、残念ながら、今回の件だけはどうしても受け取る側の立場に立って許せないということでございます。

そこで、このような形で動議を提出をさせていただいたところでございますので、皆様方も、ぜひともご賛同というのでしょうか、このことについてご議論を賜ればありがたいというふうに思います。

以上で ございます。

●議長(興松勲) 以上で、説明が終わりました。

.....
●議長(興松勲) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

●議長(興松勲) 石川敏宏議員。(拍手)

[石川敏宏議員登壇]

●石川敏宏議員 長谷川議員から、私たちの中沢議員に対する懲罰動議の提案理由が説明をされました。議会は言論の場でありますから、それぞれの発言がそれぞれの良心あるいは事実に基づいて発言をしなければならないことは当然であります。

今回、中沢議員の発言は、後で指摘をいたしますが、教育委員会がまとめた教育ビジョンに基づいて、隣接する学区から、ほぼ全県近くなると思いますけれども、そこから生徒を集めるというようなことで、市立船橋高校のスポーツ活動を通じた、功名を上げるとか、そういうような目的に使われるのではないかという、そういう懸念を示したものであります。

それで、今回質問した第1点は、これまでの本議会のルールからすれば、本会議でのやりとりがあった場合には、そのやりとりについて異議があれば、そこで異議を唱えて、その取り扱いを協議する というような形でこうした問題が議会で処理をされるというのが1つのルールであったというふうに思います。それが2日後になってこういう形で出てくるというのは、少なくとも、あの3月11日の中沢議員の発言については、異常さというものについては議長もお感じにならなかったのではないのでしょうか。議長からの注意はありませんでした。それから、長谷川議員からのそうした議事進行の発言もありませんでした。そういう点では、これまでの議会のルールに反するようなやり方で強引に懲罰動議をやるというのは、やはり、これまでのやり方を踏みこむようなやり方ではないのでしょうか。それが第1点です。

それから第2点は、先ほど言いましたように、中沢議員の発言は、教育委員会がまとめた今後の教育ビジョンの市立船橋高校の入学のあり方についての方針に対しての懸念として出した発言であり、長谷川議員も指摘をしておりましたように、「スポーツエリートをできるだけ広くかき集めて、そうした生徒たちを船橋の広告塔として使いたいというのが市の本音ではありませんか」という形で問題を提起したわけですね。それに対して、学校教育部長ですか、教育委員会は、そうではないということを示して、市民との関係で言えば、そういう疑問に対して、それは少なくとも行政は否定をして、全体を見れば、中沢議員の懸念したことについては、その時点では一応説明をされ、中沢議員は、そういう答弁に対して、さらにそういうことを踏み込んだ、広告塔として使うのではないかというようなことをこだわって追及したということはないわけで、少なくとも、長谷川議員が懸念をしているような問題は、全体を、討論のやりとりを見れば、そういう懸念は、市民あるいは市立船橋高校の関係者も、そういうことについては、私は全体を見ていただければ、そこで私は完結している問題ではないかというふうに思いますので、そうしたことに対してまで懲罰動議を出して処罰をするというのは、私は逸脱をしているのではないか、やり過ぎではないかというのが第2点であります。

それから3点目は、こうした懲罰することについては、やはり慎重でなければならぬと思いますが、中沢議員のその発言が法律やあるいは会議規則のどの条項に反するという、そういうことに該当しているのか、その3点についてお尋ねを、第1問としてしたいと思います。

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 ご質問にお答えをさせていただきます。

石川議員おっしゃったとおりだと思うところがたくさんあります。まず、言論の場で良心、事実に基づいてのご発言、それはおっしゃる部分が非常に大きいと思います。ご発言に対する、私は取り消してくだらないかなという気持ちを先ほど述べさせていただきましたけれども、これまでのルールと違うんじゃないかというお話がございました。確かに、ご発言当初、議事進行発言で議事をとめて発言の取り消しを求めるのが本来だったと思います。先ほど私申し上げたように、非常に微妙というか、このご発言が議事進行発言で、結果としての部分ですよ、議事進行発言でとめて、発言の訂正を求めて、発言を訂正していただけたんだろうかというのもありました。言ってみれば、そこをスルーしちゃったわけですから、私も、これはどうなんだろうという気持ちだったんです。

先ほど申しましたように、家に戻ってから、ネットで見れなかったもので、頭の中で思い起こすしかなかったんですけれども、受け取る側——受け取る側というのは先ほど申し上げた生徒が聞いたらという話です。現役の生徒が聞いたら大変残念な思いをするだろうなというところに私の気持ちが寄っていったわけです。それで、その部分で、じゃあ市船ってどういう学校だろうとか、市船って今までみんながどういうふうに感じていたんだろうとかということを考えて いったときに、やっぱりこのご発言は訂正をいただかなければいけないのかなというところで、ルールブックでもある先例申し合わせ集をいろいろ読み込んでみました。

でも、残念ながら、きょうの段階で発言をもう一度聞くとかいろいろな作業をしていって、きょうの段階を過ぎちゃうと、全部がだめになっちゃう可能性があったんですよ。言い方がおかしいかもしれないんですけども、発言の取り消しを求めて、発言の取り消しがお願いできない状態であったときに、どうすることもできないんですよ。それで、きょうの段階でぎりぎりのできるのがこの懲罰動議の提出だったんです。それだと、これで懲罰委員会が設置されて、いろいろとお話し合いをさせていただけるわけだったんですね。1つの歯どめと言ったら言い方がおかしいんですけども、そういうルールだったんで、そういうルールだったというのがどちらかというと今回の提出をさせていた

だいた部分の理由の比重では大きい部分だったと思います。それで、先ほど申し上げたように、受け取る側の気持ち、それから卒業生だとか、これから市船を目指す人たちの気持ちというところを考えていったときに、やはり、ぎりぎりのところで言うと、やはり、これに対しては厳正なる対応を議会として行うべきだというふうに思ったところでもあります。

それから、きのうの質問と答弁で完結しているのではないかと、「おとといたよ」と呼ぶ者ありきのうでしょう。懲罰まで持っていくのはやり過ぎではないか、逸脱しているのではないかということなんですけれども、そこが、今ちょっと不規則発言でお話がありましたけど、わからない説明だったかもしれないんですけど、ぎりぎりのところなんです、僕の気持ちとしては。おっしゃるように、議員さんに懲罰をというのは大変重い話なので、それがやり過ぎではないかと言われたときに、先ほどの手続論から言ったときには、ここに行かざるを得なかったというか、そういう部分もありますし、くどいようですけど、受け取る側からいったら、やっぱり許せないという立場の人が多いただろうということの代弁が必要だろうということと、両方になっているわけでありました。

3番目が、慎重であるべきだろうということと、どこに該当するかというお話でした。どこに該当するかというのは、僕はどちらかということと委員会で皆さんでご議論いただきたいなというふうに思います。私自身は、どこに該当するかといったときには、要するに、市船を取り巻く多くの市民の方の名誉を傷つけたということになると思いますので、「それは勘違いです」と呼ぶ者あり)そこのところで私はそういう判断をしたということです。

一応、以上です。

[石川敏宏議員登壇]

●石川敏宏議員 長谷川議員の今の答弁をお聞きすると、一番の真意は、発言の取り消しを求めたかったと、だけれども、ほかに手段がなかったから、こういう懲罰委員会を提案するという動議になったという、そういうことだったということがわかりました。私は、そうであれば、やりようがなかったので懲罰をかけるというような、そういうようなやり方が、本当に議会の議員の処分をするようなやり方として、本当にいい加減というか、やっぱりやってはいけないやり方で私は問題提起をされたのではないかなというのを、改めて強く感じました。

それで、懲罰に該当するというのは、議会の品位を落とすとかというようなことがその対象になり、いろいろな判例等も出ていますけれども、自治六法というのを先ほど読

んだんですけれども、いわゆる無礼の言葉を使ってはいけない、それに反するようなことであれば、それは懲罰の対象になるというふうに理解できると思うんですけれども、無礼の言葉とは、自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えてしまったというような1つの状況があって、ただ、その措辞が——措辞は言葉ですね——痛烈であったがために、他の議員等の正常な感情を反発しても、無礼の言葉を用いたものと解することはできないというのが、札幌高裁の判例として出ているわけです。

ですから、先ほども指摘をしましたように、中沢議員の質問はあくまでも 質問という形でそういうおそれがないかという懸念を示して、それに対して教育委員会はそんなことはありませんというふうに否定をして、中沢議員は、さらに第2問で、その問題についてこだわってさらにその問題を追及したということはないわけですから、私は、必要な限度を超えているような言葉ではなくて、やっぱりそれは一定の節度を持った質問ではなかったかというふうに思っています。懲罰に該当するというのであれば、そうした必要な限度を超えた、そういうことであったのかどうかということが私は問われるというふうに思います。長谷川議員の今の私の質問に対する答弁では、訂正してもらわなければいけないというのが本音であるということでは、訂正していただく趣旨に沿ったものは、懲罰委員会が設置をされて懲罰を加えるというようなことがあれば、本当にこの議会の品位が問われる、そういうことにつながるのではないかと思います。長谷川議員にそういう全体の流れの中で認識を改めていただきたいというふうに思いますが、お答えをいただければというふうに思います。

僕の気持ちとしてはぎりぎりのところなんだと、やり過ぎではないかということはあるけれども、許せないという人もいるだろうから、それを代弁したんだというふうに言っていますけれども、多くの人に迷惑をかけるようなことには、私は、今言ったような立場から、決してなっていないというふうに思います。ですから、全体をきちんと伝えていけば、市立船橋高校がこういうことにどうしてもなっていくんだという、そういう発言は繰り返しておりませんので、全体の第1問に対する答弁から考えれば、訂正してもらおうというのが趣旨だったということであれば、私は、懲罰動議は訂正をもらうのが一番いいのではないかとこのように思いますので、動議は取り下げさせていただくのがいいのではないかとこのように思いますので、再度、長谷川議員にお答えをお願いしたいと思います。

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 再びお答えをさせていただきます。

まさに石川議員のおっしゃる部分を私は十分に理解しますし、そういう考え方が存在して当然だと思いますし、というところです。

それで、品位とか無礼の言葉というふうにあったんですけども、これは、くどいようですけど、受け取る側の理屈で考えさせていただいたわけであります。ですから、先ほどから石川議員もおっしゃっているし、全体の流れを聞いていったときの話というのは、そういうふうな話というふうにとれるとは思うんですけども、私は、このところだけ非常に語気を強くおっしゃっていたんですよ。それで、まだまだ未成年である、本当に繰り返して申しわけないんですけど、この在校生たちが聞いたときの気持ちなんです。瞬間にこういう話が流れているのを聞いたときにどう受けとめるか、そして、受けとめた瞬間から、その気持ちがどういうふうになっていくかということを考えたら、それは、保護者の皆さんも、あるいはOBの昔頑張った人たち、あるいはその親御さんたちも、それは石川議員がおっしゃった理屈では納得いかないんじゃないかというふうに思いました。それは今もそう思っています。変わりません、私は。このことを会派あるいは周りの他の議員さんとお話しても、そういうふうにとれたということであるので、私は、私のとり方が私だけのものではないというふうに判断をしました。

議会の品位といったときに、今まで、これもよく言われる話ですけど、ストリップとギャンブルの町と言われていたこの町が、我々が視察に行ってもそうだと思いますし、皆さんが視察に行ったときもそうだと思うんですけども、市船とスポーツ等で対戦したことのある市を訪問したときには、「あっ、あの市船の」という、市船の名前がちゃんと出てくるんですよ。そこは我々も誇りに思っているし、この学校を大事にしていかなきゃいけないという気持ちはみんな持っていると思うんですけども、そのところで私は、この学校をみんなが、市民の多くの皆さんが大事にしている中で、そこをこういう「しょせんおまえらは市の広告に過ぎないんだよ」というニュアンスの意味合いのことを語気を強めて言ったことに怒りを覚えたわけでございまして、その部分は、私は、議会全体の品位を汚す結果になったのではないかというふうに思っているところでございます。（「勘違いも甚だしい」と呼ぶ者あり）

以上です。

[石川敏宏議員登壇]

●石川敏宏議員 市立船橋高校の生徒たちがいろいろ頑張っていることについては、私たちもたくさん評価することはありますけれども、しかし、部活動のあり方の中で体罰が多過ぎるとか、そういうような父母からの批判の声もあります。ですから、市立船橋高校について、評価の面もあるし、批判の面も当然皆さん持っているわけですね。

ですから、そういうことを批判をしてはいけないというようなことにもつながってしまうのではないかというふうに思いますし、この中沢議員の発言は、今の子供たちを対象にして発言をしているのではなくて、こういうような学校づくりがされていったら、広告塔のような形で使われてしまうかもしれないという懸念はあるから、どういうふうな運営をするんだという質問をしているわけですから、決して、今の子供たちを誹謗中傷するような内容には全く私はなっていないというふうに思いますし、その在校生たちがどう受けとめるかということで中沢議員の発言を意図的に曲げて懲罰をするというようなことは、私は許せないのではないかなというふうに思います。

ちなみに、私たちは今回の質問をするに当たって、私たち議員団の中でこの問題をどういうふうに考えるかということも議論をした上で中沢議員は発言をしています。その私たちの議論の中の材料の1つに、長谷川議員が平成12年の第4回の定例会でこういうふうに発言をしています。

もちろん、総合型市民スポーツクラブの成功のためには、トップチームが市船のように強化され、活躍することも必要であります。トップチームが強ければ強いほど、市民の結束は高まり、メディアへの露出がふえ、スポンサーもふえ、ひいては順調なクラブ運営が可能になるわけであります。

というような発言があって、こういうような市船を広告塔のように使うようなことを推奨するような議会での議論があるから、そういう懸念があるねということについて私たちは議論をして、それがこういう発言になってきています。

さらに、平成19年の第4回の定例会議でも、長谷川議員の質問でありますけれども、

それから、市船のサッカー部、大変頑張ってるわけですがけれども、ユニホームはアシックスのものを着ているようです。これが全国大会に出ると、プロのサッカーリーグの選手を見ていればわかるんですけれども、この媒体の露出効果というものは非常に大きなものになるわけですから、これらを何かの収入にかえることができるのではないかということを考えるべきである。

というふうな発言がされている。

そういうことで、私たちは、こういう懸念があるねということも率直に提起をするということも必要ではないかということで、今後の市立船橋高校が曲った方向に私たちは行かないように願いながら、あの質問をしたわけでありまして。このような広告塔に使いたいんだなというふうな思いというのがむしろ長谷川議員のほうの中にあって、こういう

発言が許せないという形になって私はあらわれてきてしまったのかなという思いも持ちながら、この提案をお聞きをいたしました。長谷川議員のそういう発言が背景にあるということについてもちょっと触れさせていただきましたが、発言の取り消しが趣旨である、そして長谷川議員が懸念したような内容は全体を読めば解消されているわけでありますから、こういう懲罰動議については、改めて撤回をすることが最善の選択になると思いますので、再度質問をして終わりいたします。

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 今のご質問の趣旨は、取り下げないかということでしょうか。(石川敏宏議員「懲罰動議は取り下げるべきです」と呼ぶ)ということですよ。取り下げるつもりはございません。

.....

●議長(興松勲) 佐藤重雄議員。(拍手)

[佐藤重雄議員登壇]

●佐藤重雄議員 今までのやりとりを聞いていて、私、実は、教育に対する配慮というのはどういうものなのかということを考えました。それは、中沢議員が言っている、エリートをかき集めるという「かき集める」というのは人間に対する言い分じゃないかと、その用語については私も批判があつてしかるべきだと思うんですが、要は、船橋市の市立船橋高校が子供たちを広告塔にするようなことは教育的配慮には欠けるという趣旨なんです。読んでみればそのとおりでしょう。だから、それを侮辱するとか生徒たちを傷つけるとか言うのは全く筋違いの発想です。なぜかといえば、今いる子供には何ら関係のない、船橋の教育委員会の政策としてこういう危惧があるというのは、これは教育的な配慮からいったら許せませんよと言っている話ですから、これがだめだといったら、教育的配慮がだめで、それで、教育的な配慮じゃなくて、アシックスのマークのブランドを売るみたいな、それがお金にならないかなんてまで話がされるほうが教育的配慮だとなったら、これは全く天と地がひっくり返った発想になります。

もし、この後、懲罰委員会が設置されるだろうか、あるいはされないか、わかりませんが、私たちが、こんなことで中沢議員が懲罰の対象になったら、私たちは徹底的に法廷でも争うしかないというふうに考えているんです。その場合に、例えば教育的配慮が懲罰に値するなどという前例ができるものだったら、これはそれなりに社会的に評価が下るだろう。私たちは、そういう点で言えば、徹底的に戦うしかない。

この発言が、教育的配慮に基づく発言が、教育的に 侮辱するとか、あるいは対象を全く取り違えて、未来の話をしているのに現在の子供の配慮と言う。私は、このことが今の生徒に伝わったら、そうか、自分たちの学校がこれまでやってきたように、ちゃんと守ってもらえる、広告塔にされるという危惧が避けられるという点で、私たちは今の子供たちや先輩たちにも評価をしていただける、私はそう思うんです。それが逆さまになるというのは、どこでどう逆さまになるのかというと、どうやら、さっき私、動機が違うんじゃないかと、長谷川議員の動機がね。長谷川議員は、何か、市船や強いところだとか、そういうものが有名になることを経済的な効果に結びつけたいという動機があるからこういうふうになったんじゃないかと思うんですが、それはあるんですか、ないんですか、そこのところを私からは聞いておきたいと思います。

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 懲罰動議を提案した理由の質疑とはいささかずれがあるような気がするんですけども、私は、あそこの文言を判断の基準にしたというのは、「長谷川さん自身に問題がある」「取り下げたほうがいいんじゃないの」と呼ぶ者あり)先ほどから述べているとおりでございます、それが懲罰に値するという判断をしたというところでございまして、それ以外のことは特段ございません。

[佐藤重雄議員登壇]

●佐藤重雄議員 今の長谷川議員の話を聞いていて、私、この中沢議員のかぎ括弧で引用された部分が、教育的な関係では、教育の内容については、どうしてこれが教育の否定になるんですか。こういう危惧があってはならないよという警告をしたことが、なぜ教育的な配慮だと言えないんですか。これがこのままもし、これは教育委員会が否定されましたから一応それでおさまっていますが、もしそれが否定されなかったら、船橋の教育は、それこそ広告塔をつくって、それで商売につなげればそれでいいよという話に結論はいっちゃうんですよ。だから、そこを教育的な配慮をするべきですよというのがこの彼の引用した部分のこれが本音じゃないか。本音だったら、これは船橋の教育を瓦解するよ、そういう話なんですよ。そこが、いや、それはほかの生徒の気持ちに逆らうというので、ほかの生徒は当面この会話の対象には入っていないんです。教育ビジョンで拡大するという仮説に立って発言をしているのが、なぜ今の生徒に対する侮辱になるのか、私は、そういう論立てはどう考えても議員がやる話ではないと思っているんです。

ですから、もし、私、何度も言うけど、もしこの話を子供たち、市船の先輩や今の在学の子供たちに、私聞いていただいたほうがいいと思うんです。そうすれば、市船とい

うのがこういうことになることの危険性を防御してくれるということですから、これは結末が船橋の教育委員会が否定することによってコントロールされるわけですよ。それがコントロールするなという暴論になるような議論は議会ではとてもできるもの——それを肯定することは私はできない。ですから、もしそうやって進めば、最後まで徹頭徹尾やるしかないということなんです。そのところを、教育的配慮というのをどこでどう考えたか、改めて言ってください。

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 言葉が足りなかったんでしょうか。先ほどの石川議員のご発言も佐藤議員のご発言も、そういう解釈をするということはあるというふうに思います。ですから、それが、石川議員や佐藤議員さんが教育的配慮だという考え方はありだと思います。しかし、私は、この文言に関しては、配慮に欠けていたというふうに思っているところでございます。

[佐藤重雄議員登壇]

●佐藤重雄議員 長谷川議員の今の話を聞いていると、それもそうなんだ、それも理解すると言うんですね。そうしたら、これで先何をやるのか。残るのは、さっき長谷川さんが最初に言ったときに、語気を強めて言ったからだと、敵意を感じたと言わなければなりませんよ。重大な問題なんです。市立船橋高校の将来像が、それこそ中沢さんが仮説を立てたように、全県に学区を広げてエリートを集めてくる、スカウトしてくるというようなことになったら、これは船橋の教育にとって極めて深刻な事態になるんです。だから、これは語気を強めてこそ当たり前であって、これが語気を強めてはならないなんて話じゃないんですよ。それだけ中沢議員の質問というのは、さっきも僕は言ったけど、かき集めるという「かき」というのはちょっと用語としては行き過ぎかもしれないけれども、しかし、それを集めてきて、それでエリートの集団をつくろうというような考えがもしあったら、これは船橋の教育にとっては極めて危機的な状況だということを彼は主張したのであって、これが懲罰という形にもしなるとしたら、船橋の議会のそれこそ品位が問われます。私は、ですから、皆さんにこのことはぜひ考えていただいて、この先の審議に臨んでいただきたい。このことを申し上げて質問といたします。（「質問しないの」と呼ぶ者あり）いやいや、語気を強めるというのは当たり前でしょうという話だけなんです。（「それが質問」と呼ぶ者あり）そうそう。

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 日本語って難しいんですよね。理解するというのは、おっしゃっていることは意味をとれますよということ、私もそれに同意しますよではないんですよね。それで、僕は、常日ごろから、佐藤議員初め日本共産党さんのパーツパーツの話というのは物すごく理解するんですよ。おっしゃるとおりだなと思う。だけど、総合的に考えたときには、それちょっと違うんじゃないのという話になるわけですよ。それと同じなんですけれども、おっしゃることはわかります。けれども、石川議員のご質問で冒頭にお話しさせていただいたように、受け取る側のとり方によっては違うでしょうということです。違うでしょうの立場でございます。（「答弁になってないよ、質問に対して」「どこが懲罰なんだかわからないよ」と呼び、その他発言する者あり）

.....

●議長（興松勲） 朝倉幹晴議員。

[朝倉幹晴議員登壇]

●朝倉幹晴議員 中沢議員の発言のうちのこの一文が取り出されて懲罰動議となっているわけですね。「スポーツエリートをできるだけ広くかき集めて、そうした生徒たちを船橋の広告塔として使いたいというのが市の本音ではありませんか」、確かにこの一文だけを抜き書きして取り出されると問題があるように感じる人もいると思うんですが、日本語というのは、この議会でも国語に関してさまざまな議員さんが議論しましたけど、文学作品も含めて、日本語というのは前後の文脈の中で解釈しなければいけないわけです。例えば中沢議員が終始一貫して市立船橋を誹謗中傷するような話をしていたら、それはだれでも懲罰というか、少なくとも発言取り消しの議事進行ぐらいは長谷川さんじゃなくてもかけたかもしれません。しかし、それを長谷川さんも含めてその場でスルーして、その上で、前後の文脈を無視してこの一文だけを取り出して懲罰にかけるというのは、いかがなものかなと思います。

私も中沢議員の発言を、前後の文脈を読ませていただいたんですが、正式な議事録はまだ出ていないんですが、概略は次のようなものです。

通学区域について、今、体育科と商業科は市外からの通学が認められている。しかし、普通科については船橋市民に限定している。それは市民の税金を払っている市立船橋の運営からすると当然であろう。しかし、今回の教育振興ビジョンの中でそれを外して市外からも受け入れるという方向になってきている。これでは、市民の税金で運営されている市立船橋の運営としてはいかがなものかということで、具体的な数値まで挙げておられます。普通科、現在で 22.0%が市外から、商業科は 72.0%、体育

科は 74.4%、平均で 72.5%が市外から成っている、これ以上市外に広げていいのかという文脈がまず あって、その上でこの文章がありまして、その上で最後の質問としては、今、船橋市立の中学を卒業した人の 64 名が高校へ行けていない。これは市立船橋が受け入れたらいいんじゃないか。そのためには市内枠をきちんと保持すべきじゃないかということで、きちんと非常にまじめな質問として成り立っているわけですね。この一文だけ取り出すんじゃなくて前後の文脈の中で質問を見ないと、やはり、日本語なんてそんな解釈できないじゃないですか。夏目漱石なんて、一文一文取り出せば懲罰動議だらけですよ。(笑声)だけど、彼の作品は、前後の文脈を見ると非常に説得力ある流れになっているわけですね。そこら辺のことを、なぜこの一文だけを取り出して前後の文脈を見ずにそのように解釈して懲罰までかけるのかということについて、お聞きしたいと思います。

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 これもまた日本語難しいんですよ。朝倉議員のおっしゃることというのは理解します。でも、ここは文学作品を披露する場じゃないんですよ。それで、たった一言が無礼の言葉に当たることだってあるわけですよ。単語 1 個が無礼の言葉に当たることだってあるわけですよ。それは前後の文脈からという話になる場合とない場合があるんですよ。だから、今のお話を理解するところがありますけれども、私が今回動議を提出させていただいたのは、そういう解釈だったということです。(「勘違いだよ」と呼ぶ者あり)

[朝倉幹晴議員登壇]

●朝倉幹晴議員 さて、私も市立船橋を応援していますし、この前オリンピックで市立船橋におられた川口選手が 4 位になられると非常に家族で喝采して見ました。そういうことで、素朴に皆さん市立船橋を応援していると思うんですね。そのみんな応援している中で、この文面を、中沢さんの一文を果たして本当に非常にひどいものとして解釈するかどうかというのは、人によって考え方が違うと思うんですね。私は、例えば、市立船橋の高校の PTA なりが正式にこの議事録を起こして、例えば陳情でこの発言は問題だというように出してきたときには、議会として正式に取り扱って、処分になるかどうかはわかりませんが、取り扱いも含めて考えることはいいと思うんですが、あくまでも長谷川さんの主観の段階で人を懲罰するということまで動議を出すのはいかがなものかと。きちんと当事者たちが抗議を表明して、その当事者の抗議をどういうふうに議会が判断するかで判断しても十分遅くないのではないかと。そして、本人にも名誉があるわけですから、裁判と一緒に、1 つのプロセスを経て市立船橋の関係

者が正式にどういうふうに表明するかということを持ってこの発言についての取り扱いを考えてもよかったのではないかと思います、いかがでしょうか。

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 議会のあり方についての考え方の相違だと思います。当事者、当事者というお話がありましたけれども、私は、議会が品位、品格を持って運営をしていくという中で、先ほど石川議員のお話の中にありましたけど、無礼の言葉とかっていうのはあっちゃいけないということではあるわけであって、それを形にしたのがきょうのこの形であります。それ以上も以下もありません。

[朝倉幹晴議員登壇]

●朝倉幹晴議員 市立船橋の高校の現役生徒も含めて、各小学校、中学校、高等学校、それぞれクラスに所属しているわけです。このクラスの30人から40人以上の中で、どのような人間関係があり、その人間関係におけるあつれきをどのように処理して解決していくかというのは、やはり教育的に非常に大切なプロセスだと思うんですね。違う考え方の方もいるかもしれませんが、私たち議会というのも、それぞれ思想・信条とか立場は違って、やはり50人でそれぞれ運営している1つのクラスみたいなものだと考えております。その中で、これもまた私も長谷川議員に議事進行をかけられて1つの発言を取り消したりしたことがありました。そのように、議事進行の整理として1つの発言を取り消すということがプロセスとして行われていることはあり得ると思うんですが、今回、確認したいんですが、この問題発言が、長谷川さんが問題発言だと考えるこの一文が問題だと考えたときに、まずは中沢議員本人に——この発言を本人申し出で取り下げることはできるわけですね。訂正もできるわけですね。それを個人として言ったのか、あるいは、個人として言いにくいんだったら、会派代表とかあるいは議長のあっせんなんかを通じてもいいと思うんですが、きちんとこれを取り消す、本人申し出で取り消すというプロセスを中沢議員にアドバイスすれば、それで解決した問題だと思うんですね。例えばクラスでいじめが起こったときに、すぐに法的に裁判所に訴えるのかと。まずはいじめっ子の保護者といじめられっ子の保護者の間できちんと話し合いをして、本当にそれで本人同士が謝って解決する問題とかそういうものがあると思うんですね。そういうプロセスを経ずに、本人にきちんと指摘したんですか。それについてお聞きしたいと思います。

まず、やはり、中沢さん、きちんと議会でいつも会っているわけですから、まずは本人に本人申し出の取り下げを進言すべきだ。その上で本人が拒否したら、懲罰動議かどうかはわかりませんが、また別の形で問題にするということがあり得るかと思う

んですけど、まず、本人に申し出、そういうアドバイスをしたのかどうか。しなかったとしたら、人間関係として非常に悲しい船橋市議会だなというふうに感じます。(笑声)

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 ご質問に端的に答えさせていただいたら、話はしておりません。ただ、私は、議会のルールを使ってこの問題を解決しようと思ったということです。

●議長(興松勲) 以上で、質疑を終結します。